

令和2年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R3.2.18現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分年月 日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
1	桑原 慎太郎	岡谷市東銀座2丁目4番13号	産業廃棄物収集運搬業 (2004153416)	許可取消	R2. 4. 15	桑原慎太郎は、令和元年7月13日付けで岡谷簡易裁判所から刑法の罪により罰金の刑に処せられ、同日に刑の執行が終了している。 このことにより、桑原慎太郎は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項第4号）	法第14条の3の2	
2	望月瓦工業株式会社 代表取締役 望月 直道	上田市御嶽堂680番地2	産業廃棄物収集運搬業 (2001183651)	許可取消	R2. 5. 29	法違反により、望月瓦工業株式会社は、令和2年4月21日に上田簡易裁判所において罰金刑が確定し即日執行された。 このことにより、望月瓦工業株式会社は法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項第1号）	法第14条の3の2	
3	株式会社鋼商 代表取締役 島田 和彦	長野市大字川合新田1148番地2	産業廃棄物収集運搬業 (2008121147)	許可取消	R2. 7. 30	被処分者の役員は、平成30年7月12日付けで長野地方裁判所から禁固以上の刑に処せられた。 このことにより、この役員が法第14条第5項第2号イで規定する法7条第5項第4号ハの欠格要件に該当することから、当該法人が法第14条第5項第2号二に該当するため（法第14条の3の2第1項第4号該当）	法第14条の3の2	

令和2年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R3.2.18現在)

番号	事業者名 代表者名	所在地	許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号）	処分内容	処分年月 日	処分理由（改善命令の内容）	根拠法令	備考
4	株式会社来光 代表取締役 池田 かよ子	北佐久郡御代田町大字御代田 4014番地5	産業廃棄物収集運搬業 (2000063815)	事業停止命 令 全部停止 90日間 (令和3年 2月4日か ら令和3年 5月4日ま で)	R3. 2. 3	被処分者は、平成31年1月17日に佐久市横根字北 矢口274番1の会社資材置場において、当時の代表 取締役が、当日の1年半程前に同資材置場の景観を 良くするために仕事の一環で切り倒し、ごみとして 処分に困っていた木くず（約13トン）を焼却した。 (法第16条の2違反)	法第14条の3	
5	有限会社横山土建 代表取締役 横山 剛	千曲市大字八幡2324番地4	産業廃棄物収集運搬業 (2006125805)	許可取消	R3. 2. 18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、 有限会社横山土建の役員は平成30年5月22日に、上 田簡易裁判所において罰金の刑が確定し即日執行さ れた。 このことにより、有限会社横山土建の役員が法第 14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4 号二の欠格要件に該当することから、有限会社横山 土建は法第14条第5項第2号二の欠格要件に該当す るため（法第14条の3の2第1項第2号）	法第14条の3の 2	